

デイサービス回春堂花沢 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人回春堂（以下「法人」という。）が開設する「デイサービス回春堂花沢」（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防並びに日常生活支援総合事業通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者等（以下「要介護者（要支援者）」という。）に対し、適正な通所介護及び介護予防並びに日常生活支援総合事業通所介護を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所計画、介護予防通所計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

4 利用者又はその家族に対し、サービスの内容又はその提供方法について分かりやすく説明する。

5 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供する。

6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

7 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス回春堂花沢
- (2) 所在地 山形県米沢市大字花沢2986番地の1
- (3) 利用定員 34名

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 2名以上（常勤）

利用者及びその家族等からの必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等の他の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (3) 看護職員 2名以上（機能訓練指導員兼務）

健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。また、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う。

- (4) 介護職員 5名以上

事業の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助

を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う。

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じその他職員をおくことができる。

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日・1月1日は除く。
(2) 営業時間 午前9時20分から午後16時30分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
(2) 健康状態の確認
(3) 機能訓練サービス
(4) 送迎サービス
(5) 入浴サービス
(6) 食事サービス
(7) 相談、助言等に関すること

(通所介護計画・介護予防通所介護計画の作成)

第7条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境、家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護、介護予防通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護、介護予防通所介護計画を作成する。

2 通所介護、介護予防通所介護計画を作成、変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護、介護予防通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料その他費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、法に定める利用者負担割合による額を利用料とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用

送迎距離片道10キロ以上15キロ未満	2000円
送迎距離片道15キロ以上20キロ未満	3000円

- (2) 食事提供費 食事1回分につき 700円

- (3) おむつ代 実費

3 前2項のほか、事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、米沢市の区域とする。

(サービス提供記録の記載)

第10条 事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該事業について利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 利用者は管理者が定める日課に基づき、従業員の指導、指示に協力すること。

(2) 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図る努力をすること。

(3) 施設の設備、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。

(4) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。

(ア) 発火のおそれがある物品は、施設内に持ち込まないこと。

(イ) 火災防災上、危険を感じたときは直ちに職員に通報すること。

(衛生管理)

第12条 事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理には十分留意するものとする。

2 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する県や市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。また事故の原因を解明し、再発を防ぐための措置を講じるものとする。

3 事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(苦情処理)

第15条 事業所は、事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（身体拘束の禁止）

第16条 従業者は、事業の実施に当たっては、利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2） 虐待の防止のための指針を整備する。
- （3） 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。その担当者は管理者とする。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第18条 法人は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（地域との連携等）

第19条 事業所は、事業の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動等との連携や協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第20条 法人は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第3条（3）利用定員について平成24年11月1日より変更する。

第5条（2）営業時間について平成24年12月1日より変更する。

第8条第2項（2）時間延長サービスについて平成24年12月1日をもって削除する。

第3条（3）利用定員について平成25年7月1日より変更する。

第8条第1項 利用料について平成27年4月1日より変更する。

第1条 事業の目的について平成29年4月1日より変更する。

第5条（1）営業日について平成30年6月1日より変更する。

第5条（1）営業日及び（2）営業時間について令和元年9月1日より変更する。

第8条第2項（2）食事提供費について令和元年10月1日より変更する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

第8条第2項（2）食事提供費について令和6年4月1日より変更する。

第3条（3）利用定員、第4条職員の職種・員数について令和8年4月1日より変更する。

第8条第2項（2）食事提供費について令和8年6月1日より変更する。

第14条 緊急時等における対応方法について令和8年8月1日より変更する。